

## 一般会計等財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。また、物品は取得価額が50万円以上の場合に計上しています。なお、開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととします。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 市場価格のある有価証券等

会計年度末における市場価格により計上します。

##### ② 市場価格がない有価証券等

取得原価により計上します。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上します。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に従い、耐用年数に基づき、定額法により算定しています。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金及び基金貸付金について、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上します。

##### ② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

##### ③ 退職手当引当金

当組合の退職手当債務から、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除し計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

##### ① ファイナンス・リース取引

該当ありません(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行います)。

##### ② オペレーティング・リース取引

該当ありません(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行います)。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物(出納整理期間中の取引により発生する資金の受払を含む。)

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理  
税込方式としています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

## 2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

## 3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

## 4 偶発債務

### (1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

| 項目           | 訴訟内容   |
|--------------|--|
| 損害賠償<br>請求事件 | 平成26年6月、当組合消防本部に勤務していた男性消防士が、上司からのパワーハラスメントが原因で自殺したとされる問題で、安全配慮義務違反や管理監督責任を怠ったなどとして、1億5千万円及びこれに対する平成26年6月2日から支払済まで年5分の割合による金員の支払を求める訴え |

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲 一般会計（酒田地区広域行政組合会計）

② 一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和2年4月1日～令和2年5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額 基幹的設備改良事業 2,631,312千円  
消防庁舎整備事業 1,872,587千円

### (2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳 該当する資産はありません。

② 減債基金に係る積立不足額 該当はありません。

③ 基金借入金（繰替運用） 該当はありません。

④ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 該当はありません。

### (3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産形成分を差し引いた金額を計上しています。

（４）資金収支計算書に係る事項

① 既存の決算情報との関連性

|          | 収入（歳入）          | 支出（歳出）          |
|----------|-----------------|-----------------|
| 歳入歳出決算書  | 5,567,685,983 円 | 5,472,102,581 円 |
| 繰越金に伴う差額 | △73,140,128 円   | － 円             |
| 資金収支計算書  | 5,494,545,855 円 | 5,472,102,581 円 |

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 業務活動収支          | 589,118,601 円  |
| 投資活動収支の国県等補助金収入 | 684,773,000 円  |
| 減価償却費           | △421,582,213 円 |
| 賞与等引当金増減額       | △642,158 円     |
| 退職手当引当金増減額      | △88,190,485 円  |
| 資産除売却損          | △3,426,574 円   |
| 資産売却益           | 68,203,103 円   |
| その他の資産・負債の増減額   | 88,223,115 円   |
| 純資産変動計算書の本年度差額  | 916,476,389 円  |

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

|             |               |
|-------------|---------------|
| 一時借入金の限度額   | 600,000,000 円 |
| 一時借入金に係る利子額 | 14,498 円      |